

公益通報窓口の設置について

聖霊中学・高等学校の業務に関し、公益通報の対象となる法令等に違反する行為が現に生じ、または生じようとしている場合において、その早期発見と是正を図ることを目的として、公益通報および公益通報に係る相談の対応窓口を設置しました。

公益通報の対象

公益通報者保護法第2条第3項各号に該当する事実

通報および相談を行うことができる者

- ① 本校の職員(非常勤職員および1年以内に退職した者を含む)
- ② 本校に勤務する派遣または業務委託に係る労働者(1年以内に退職した者を含む)
- ③ 本校の生徒ならびにその保護者または保証人

通報者等の保護

聖霊中学・高等学校は、通報者等が公益通報等を行ったことを理由として、当該通報者等に対し不利益な取扱いを行うことは一切ありません。ただし、通報者等が不適切な目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りではありません。

窓口・通報の方法

[窓 口] 聖霊高等・中学校 教頭

注：通報対象者(部署)が本窓口の場合は、南山学園のいずれかの学校窓口(Webページ参照)をご利用ください。

[通報の方法] 氏名および連絡先を明らかにした上で電子メール、電話、FAX、書面または口頭で受け付けます。なお、匿名を希望する場合にも電子メール、電話、FAX、書面により可能ですが、連絡先がない場合などは調査結果等の通知ができない可能性があります。

[連 絡 先] 住 所 〒489-0863 愛知県瀬戸市せいれい町2番地
電 話 0561-21-3121
ファクシミリ 0561-82-2025
メールアドレス seirei-koeki@nanzan.ac.jp

参考資料

南山学園公益通報に関する規程